

嘉手納町大学等学生応援給付金給付事業実施要項

1. 趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経済的な影響を受けていることが懸念される大学生等に対して、修学環境の維持を支援することを目的とする。

2. 事業内容

修学環境を維持するために必要な経費の一部として、沖縄県内の大学等に在学している給付対象者1人につき3万円、沖縄県外の大学等に在学している給付対象者1人につき5万円を給付する。

3. 給付対象者

令和3年4月1日時点において、次の要件のいずれにも該当する学生を対象として給付する。

(1) ①～⑤のいずれかの学校に在学している者。ただし、正規職員として就労し、当該就労先から給与等を得ている者を除く。

- ① 学校教育法に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）
- ② 学校教育法に定める高等専門学校（4年次以上）
- ③ 学校教育法に定める高等学校（専攻科及び別科）
- ④ 学校教育法に定める専修学校（専門課程）
- ⑤ 上記の学校等に準ずるものとして町長が認める学校

(2) 嘉手納町の住民基本台帳に記録されている者。ただし、やむを得ない理由により一時的に住所を嘉手納町外に有する者で、嘉手納町の住民基本台帳に記録されている者の扶養親族も含む。

4. 申請方法

「嘉手納町大学等学生応援給付金申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、添付書類とともに提出する。なお、申請をもって、嘉手納町が住民基本台帳により住民登録情報及び住民税申告情報を確認することについて同意したものとみなす。

5. 提出書類

- ・ 嘉手納町大学等学生応援給付金申請書（様式第1号）
- ・ 在学証明書の原本（令和3年4月1日以降発行のもの）
- ・ 振込口座が確認できる書類（預金通帳またはキャッシュカードの写し）

6. 申請受付期間

令和3年4月1日（木） ～ 令和3年6月30日（水）

7. 申請書等提出先

提出書類一式は、嘉手納町教育委員会 社会教育課へ提出する。

8. その他

個人情報の取り扱いについては、本人の承諾がない限り嘉手納町以外の第三者に提供しないものとする。